

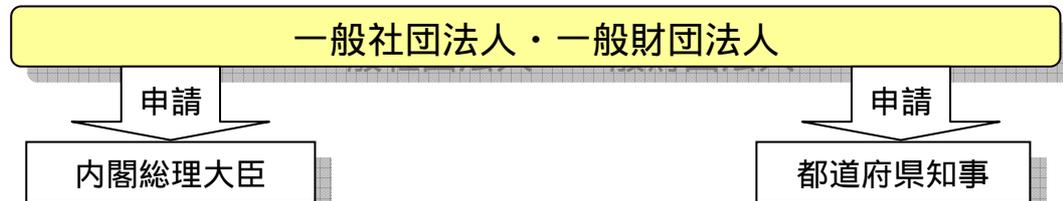
# 公益法人認定法の概要

資料 6

一般社団法人・一般財団法人のうち、公益目的事業( )を行うことを主たる目的としている法人は、申請して、公益社団法人・公益財団法人の認定を受けることができる。

( ) 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの

認定の申請は、内閣総理大臣か都道府県知事に対して行う。



次のような条件を満たせば、認定が受けられる。

## 主な認定基準

- 公益目的事業を行うことを主たる目的としているか
- 公益目的事業に必要な経理的基礎、技術的能力があるか
- 法人関係者等に特別の利益を与えていないか
- 社会的信用の観点でふさわしくない事業を行っていないか
- 公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正費用を超えることはないか
- 公益目的事業比率が50/100以上の見込みか
- 遊休財産額が一定額を超えない見込みか
- 同一親族等が理事又は監事の1/3以下か
- 株式等他の団体を支配する一定の財産を保有していないか
- 認定取消し等の場合公益目的で取得した財産の残額( )
- 相当額の財産を類似の事業を目的とする他の公益法人等に贈与する旨を定款で定めているか 等

( ) 公益認定以後に取得した公益目的事業のために使用、処分すべき財産のうち未だ費消し、又は譲渡していないものの額等

## 欠格事由

- 暴力団員等が支配している法人
- 滞納処分終了後3年を経過しない法人
- 認定取消後5年を経過しない法人等

諮問

答申

公益認定等委員会(国) / 合議制の機関(都道府県)

認定を受けると、このような効果が与えられる。

「公益社団法人」「公益財団法人」という名称を独占的に使用

公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人に関する税制上の措置(新法施行までに所要の措置)

認定を受けると、守らなければならないことがある。

## 遵守事項

- 公益目的事業比率は50/100以上
- 遊休財産額は一定額を超えないこと
- 寄附金等の一定の財産を公益目的事業に使用、処分
- 理事等の報酬等の支給基準を公表
- 財産目録等を備置・閲覧、行政庁へ提出等

## 監督措置

- 報告徴収
- 立入検査
- 勧告、命令
- 認定の取消し

報告徴収、立入検査は委員会等が実施  
必要な措置を講ずるよう内閣総理大臣又は都道府県知事に勧告

諮問

答申

認定を受けたまま解散すると・・・

解散の日から1か月以内に行政庁へ届出

残余財産は定款で定める類似の事業を目的とする他の公益法人等に帰属

認定を取り消されると・・・

定款の定めどおりに公益目的取得財産残額相当額の財産を類似の事業を目的とする他の公益法人等に贈与

1か月以内に贈与されないときは、同額の金銭を、国又は都道府県に贈与

認定取消し後は一般社団法人・一般財団法人として存続